

各 位

会 社 名 株式会社日本トリム
代表者名 代表取締役社長 森澤紳勝
(コード番号 東証第二部6788)
お問合せ先 取締役経営企画部長 古閑信夫
(TEL. 06 - 6456 - 4600)

ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成15年5月1日開催の取締役会において、当社第20期定時株主総会で承認されましたストック・オプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の割当を受ける者(以下、「新株予約権者」という。)及び新株予約権の数

当社の従業員	212人(1人当たり3個とし、計636個)
当社子会社の取締役	1人(3個)
当社子会社の従業員	14人(1人当たり3個とし、計42個)
合 計	227人(計681個)

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式34,050株(各新株予約権につき当社普通株式50株)とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める目的たる株式の数を調整することができるものとする。この場合、上記の調整式による調整方法を準用するものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

681個

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額(行使価額)

1株につき4,194円

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が会社の分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができる。

- (5) 新株予約権の発行日
平成15年5月1日
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
平成16年7月1日から平成19年6月30日まで。
- (7) 新株予約権証券の発行
当社は新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。
- (8) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の発行価額中資本に組入れない額
新株予約権の行使により新株を発行する場合における当該株式1株当たりの発行価額中資本に組入れない額は、行使価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、行使価額に0.5を乗じ、その結果1円未満の端数を生ずるときはその端数を切上げた額とする。
- (9) 新株予約権の期中行使があった場合の配当起算日
本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金は、本新株予約権行使の効力が4月1日から9月30日までに発生したときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までに発生したときは10月1日に本新株予約権行使の効力があったものとみなして、これを支払う。
- (10) 新株予約権行使時の払込取扱銀行及びその取扱場所
株式会社三井住友銀行 十三支店

以 上